

# 指定管理者制度の導入指針

平成18年7月策定

(平成19年7月改正)

かすみがうら市

## 《目 次》

はじめに .....	1
I 指定管理者制度の概要	
1 公の施設とは .....	2
2 指定管理者制度とは .....	2
3 指定管理者の行使できる権限の範囲 .....	2
4 指定の期間 .....	2
II 指定管理者制度導入の基本方針	
1 基本的な考え方 .....	3
2 制度の導入時期 .....	3
3 個別施設の対応 .....	3
4 指定管理者の募集 .....	4
5 市民ニーズへの対応と情報提供、説明責任 .....	4
III 指定管理者制度導入の具体的手続	
1 導入の流れ .....	5
2 管理形態の検討 .....	6
3 委員会の設置 .....	6
4 条例の制定及び改正 .....	8
5 募集方法 .....	8
6 候補者選定の基準 .....	9
7 指定の期間 .....	9
8 指定施設の単位 .....	10
9 選定結果の通知等 .....	10
10 指定の議決 .....	10
11 協定の締結 .....	10
IV その他必要な措置	
1 利用料金制度に係る事項 .....	11
2 個人情報保護及び情報公開に係る事項 .....	11
3 指定管理者に対する監督 .....	11
V 本指針の見直し .....	12
《参考資料》	
・ 地方自治法（抜粋） .....	13
・ 国通知 .....	14

## はじめに

市では、厳しい財政状況の中、地方分権の担い手として、さらなる行政改革の推進に取り組んでいかなければなりません。

「公の施設の管理運営」については、これまでは出資法人（第3セクター等のいわゆる外郭団体等）に限定されていましたが（管理委託制度）、平成15年9月の地方自治法の改正によって、個人を除く、営利企業やNPO法人、また地域団体等を含む民間事業者に任せることが可能になりました。

指定管理者制度は、市の指定を受けた「指定管理者」が、市が設置した施設の管理を代行する仕組みです。多様化する住民ニーズに対して、これまでの管理のあり方を検証し、民間活用による低コストで効果的なサービスの提供をすることは有効な手法になりますが、制度の導入にあたっては、公平性や平等性の確保にも十分に配慮しなければなりません。

このため、本指針は、市における指定管理者制度の導入にあたっての、基本的な方針と市民の理解を得ながら円滑に移行するための具体的な手続について定めています。

---

---

# I 指定管理者制度の概要

---

---

## 1 公の施設とは

地方自治法では、地方公共団体の多数の住民が利用し、住民の福祉の向上に欠かせない公共サービスを提供する施設を、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」すなわち「公の施設」として定義し、その設置、運営に必要な事項を定めています。

しかし、地方公共団体の設ける施設であっても、事務又は事業のために直接使用する行政庁舎や、個別法で管理者が限定される学校等については、ここでの公の施設には含みません。

## 2 指定管理者とは

これまでの管理委託制度と異なり、指定管理者制度は、公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して代行させるものであり、利用料金制度のほか行政処分に該当する使用許可も行わせることができます。この場合、設置者たる地方公共団体は、管理権限の行使自体は行わず、指定管理者の管理権限の行使について、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行い、指示に従わない場合等には指定の取り消し等を行うことができるものとしています。

また、指定管理者となるものについても特段の制約を設けず、その対象は民間事業者やNPO等が幅広く含まれています。

(平成15年7月17日付け総行行87号総務省自治行政局長通知 地方自治法の一部を改正する法律の交付について(以下国通知という。)第2-1-(1)参照)

## 3 指定管理者の行使できる権限の範囲

地方公共団体の長は、条例で定めるところにより、行政処分に該当する使用許可についても管理権限の一環として指定管理者に行わせることができます。ただし、使用料の強制徴収(第231条の3)、不服申立てに対する決定(第244条の4)、行政財産の目的外使用許可(第238条の4第4項)等、法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできません。(国通知第2-1-(2)参照)

## 4 指定の期間

指定の期間については法令上特段の定めはありませんが、合理的な理由もなく長期間の指定を行うことは、指定管理者の管理に対する検証と競争環境の導入という観点から適当でないものと考えられます。それぞれの施設の設置目的や実情を勘案して、最も適した期間を設定する必要があります。(Ⅲの7参照)

---

---

## Ⅱ 指定管理者制度導入の基本方針

---

---

### 1 基本的な考え方

公の施設については、これまでの経緯や通念にとらわれることなく、それぞれの施設の設置目的に立ち返り、現在の管理運営状況を点検のうえ、最も望ましい管理形態を選択します。

指定管理者制度は、民間事業者を含む様々な経営能力を持つ団体の中から、公の施設の設置目的を達成するために最も効果的で効率的な管理運営を行える団体を指定するもので、行政改革におけるひとつの有効な手段と言えるため、積極的な導入を推進します。

### 2 制度の導入時期

各施設の調査・検討を行なったうえで、制度導入の必要性については以下のとおりランク付けをします。各施設では、それに従って準備が整い次第、順次導入を進めていくことになります。

ランク付けについては、別に定める市行政改革大綱の計画期間内のものとし、その他必要に応じて制度導入時期の見直し等も行なっていきます。

《制度導入に係るランク》

- A：速やかに導入
- B：期間内導入に向けて検討
- C：当面直営
- D：施設のあり方を検討

### 3 個別施設の対応

#### (1) 新規に開設する施設

新規に開設する公の施設のうち、民間事業者が既に事業展開している分野で、民間のノウハウの導入により、市民サービスの向上や施設の効果的かつ効率的な運営、財政効果が図られるなど、導入の効果が期待できる施設については、開設時から指定管理者による管理運営を行うこととします。

#### (2) 既存の施設

現在、市が直営で管理運営を行なっている施設のうち、制度導入の必要性が高く（ランクA～B）、導入の効果が期待できるものについては、人員配置や財政効果を勘案しながら制度の導入を進めていくこととします。

## 4 指定管理者の募集

原則的に「公募」により指定管理者を選定します。

ただし、施設の性格及び設置目的などから、特定の団体を指定することが、施設の適切な管理運営に資すると認められる場合には、指定管理者選定委員会の審査により、公募・非公募について十分に検討をしたうえで、指定管理者を特定して選定できるものとします。

以下のような場合には非公募で指定管理者を特定することができることとします。

- ① 当該施設の管理運営を行う団体を設立するために、市が団体の構成員となる市民などから募集したり、地縁団体等に働きかけを行なった結果、設置された団体である場合。
- ② 地域の活力を積極的に活用した管理運営を行なうことで、地域の活性化が図れるなどの事業効果が相当程度期待できるような地域密着型の施設であり、その管理を地域の団体に特定する合理的な理由が認められる場合。
- ③ 施設業務の特殊性などの理由から、適正な管理運営が行なえる団体の公募が困難であると認められる場合。
- ④ 施設管理上、緊急に指定管理者を指定しなければならない場合。

## 5 市民ニーズへの対応と情報提供、説明責任

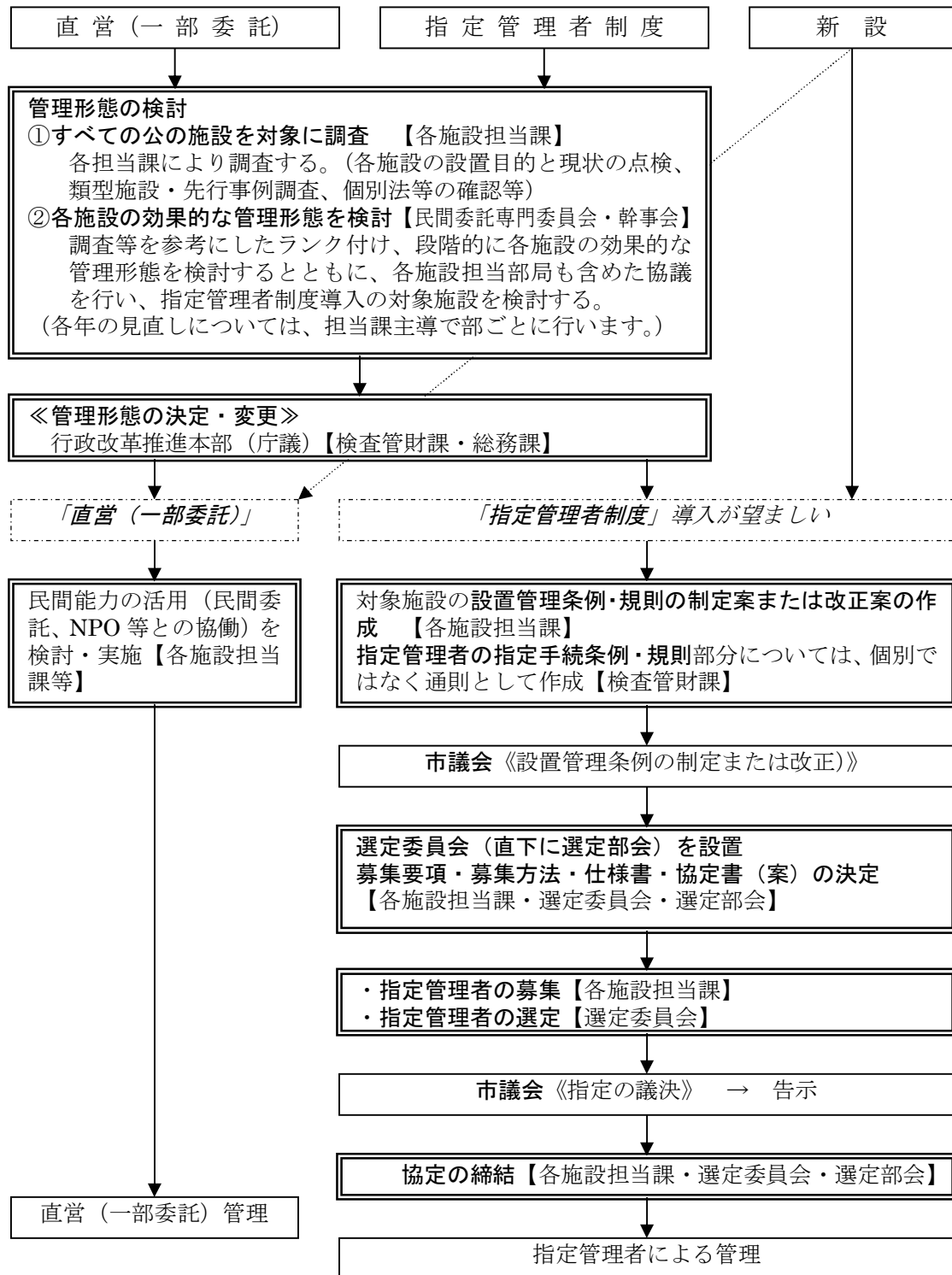
指定管理者の導入に際しては、利用者をはじめとする市民ニーズを把握し、及びこれを十分に反映した施設運営の実現に努めます。

また、市民に必要な情報提供を随時行ない、公募を行わない場合には、競争環境の中での選定をしない合理的な理由を明らかにするなど、透明性の確保を図るとともに、説明責任を果たすように努めます。

# Ⅲ 指定管理者制度導入の具体的手続

## 1 導入の流れ

管理形態の見直しから指定管理者制度導入までの手続は、次のとおりです。



※募集要項や仕様書、協定書案等の内容については、個々の実情に応じて設定すること。

## 2 管理形態の検討

公の施設を、どのような形態で管理するかを検討するにあたっては、単に現在の管理形態を念頭において作業するのではなく、「施設のあり方を見直すチャンス」と捉え、公の施設の設置目的、政策実現のための役割、利用者の意見、費用対効果など、それぞれの施設の管理状況全般をもう一度始めから点検することが必要です。

また、管理形態の選択に際しては、以下のような項目等さまざまな要素を精査したうえで、総合的に判断することが肝要です。

### <主な判断基準>

- 施設の位置付け
- 管理運営のあり方
- 利用者の満足度
- 運営の効率性

※特に指定管理者制度を選択する場合には、施設の設置目的や指定管理者の果すべき使命と期待する成果を明確にしておくことが重要です。

## 3 委員会の設置

制度導入に係る主な委員会は下記のとおりです。また、必要に応じて別の委員会を設置することとします。

### (1) 指定管理者選定部会（以下、選定部会）

施設担当課を中心として組織し、募集要項等の作成段階には設置が必要となります。

- ① 組織構成 指定管理者制度を導入する施設の課長及び関係課長等をもって構成する。
- ② 内容 募集要項案・仕様書案・募集方法案及び協定書案の作成（後に選定委員会にて決定）／指定管理者選定に係る事務など。
- ③ その他 必要に応じて、関係課、有識者等の意見を聞くことができます。

### (2) 指定管理者選定委員会（以下、選定委員会）

指定管理者制度を導入する施設ごとに組織し、募集要項等の作成段階には設置が必要となります。有識者や利用者代表などの民間人を含めて組織できることとします。

- ① 組織構成 副市長及び部長等をもって構成する。
- ② 内容 募集要項・仕様書・募集方法及び協定書案の決定／指定管理



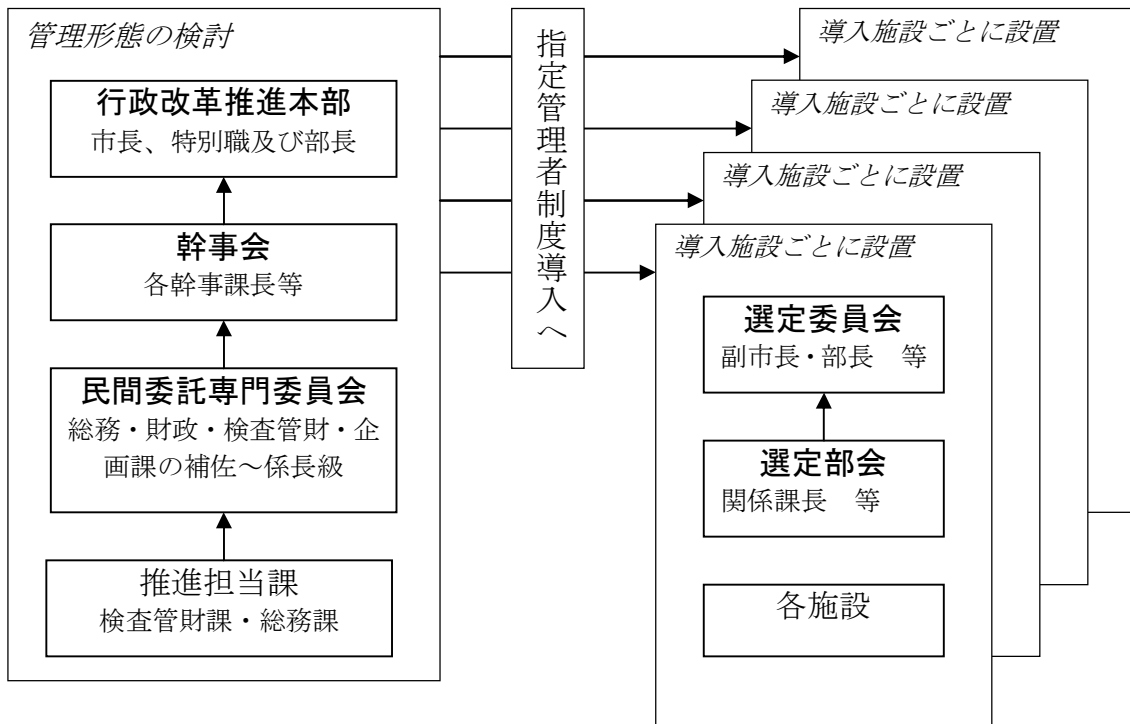
者の審査及び選定／指定の議決後の協定書の審査など。

- ③ その他 必要に応じて、関係課、有識者等の意見を聞くことができます。

《指定期間終了に伴う管理形態の見直し》

指定期間終了年度に、施設担当課主導で選定委員会を再度組織し、管理形態の見直し等を行います。指定管理者制度を継続する場合には、施設担当課と選定委員会によりその後の事務処理等を進めていくこととします。

◆指定管理者制度導入までの体制イメージ



※指定期間終了に伴う管理形態の見直しは、各施設担当課主導で部ごとに行います。

## 4 条例の制定及び改正

指定管理者制度を導入する場合、指定管理者の指定の手續について規定した手續条例と、個別施設ごとの設置及び管理に関する条例の制定又は改正を行います。

### (1) 手續条例の制定

原則公募する旨の明記、申請の方法、選定基準など、指定管理者の指定に係る統一的な取り扱いを定めた手續条例を制定します。

選定基準としては、市民の平等利用が確保されること、指定管理者による事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的・人的能力を有していることなどを定めます。

なお、手續条例に関する事務は検査管財課で行うこととします。

### (2) 個別施設ごとの設置管理条例の制定又は改正

指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲、その他必要な事項を、個別施設ごとに盛り込むための設置管理条例の制定又は改正を行います。

なお、設置管理条例の制定又は改正については、施設担当課で行うこととします。

#### ① 管理の基準

市民が公の施設を利用するに当たっての基本的な条件（休館日、開館時間、使用制限の要件等）、また、公の施設の適正な管理を行なううえで必要不可欠な業務運営の基本的事項等を定めます。

#### ② 業務の範囲

指定管理者が行う管理の業務について、その具体的な範囲を規定するものであり、使用の許可まで行わせるかどうかを含め、施設の維持管理、管理運営業務等の具体的な範囲を、各施設の目的や態様等に応じて設定します。

## 5 募集方法

指定管理者の募集にあたっては、原則として公募によるものとし、公募の期間は1ヶ月を基準として、「選定委員会」で決定します。ただし、Ⅱの4のただし書きに該当する施設については、十分に検討したうえで、公募を行わないことができるものとします。

なお、募集から協定にいたるまでの事務については、公募・非公募にかかわらず、施設担当課長が統括し、施設担当課において具体的な申請方法、様式等を定めた募集要項と業務内容を詳細に記載した仕様書の作成等を進めていくこととします。

## (1) 公募の方法

指定管理者の公募にあたっては、広く周知を行うこととし、次に掲げる事項等について記載した募集要項や仕様書を作成のうえ、施設担当課で配付を行うほか、ホームページで公表します。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 施設の概要（名称・所在地・建物概要等）</li><li>(2) 管理の基準及び業務の範囲</li><li>(3) 指定の期間</li><li>(4) 利用料金制度</li><li>(5) 指定施設の現況</li><li>(6) 申請資格、受付期間・方法</li><li>(7) 選定の基準</li><li>(8) その他</li></ul> |
|--|

## (2) 申請関係書類の提出及び受理

申請にあたっては、申請書その他必要書類（事業計画書等）の提出を求めるものとします。提出期間は、原則として募集開始日から起算して、30日を経過した後の別に定める期間とします。なお、公募によらない場合であっても、募集要項や仕様書は同様に作成を進め、指定しようとする団体に対しても、同様の資料の提出を求めます。

## 6 候補者選定の基準

「選定委員会」によって決定しますが、次に掲げる選考基準を参考として、総合的かつ客観的な見地から判断するものとします。

また、個々の施設における選定基準の策定等にあたっては、特に必要な場合は有識者などの意見を聴くものとします。

### 《主な選定基準》

- ①施設の設置目的の達成
- ②公平性・平等性の確保及びサービスの向上
- ③効率化への取組
- ④事業計画及び収支計画の妥当性
- ⑤安定した経営をするための人員、資産その他の能力
- ⑥安全管理への配慮
- ⑦類似施設の管理運営実績
- ⑧現管理主体からの円滑な移管 等

## 7 指定の期間

最終的には、それぞれの施設の性格や実情に合わせて最適な期間を定めま

すが、特段の事情がない限りは、次のとおり、3年から5年を目安とします。

- ① 管理内容が、維持管理が施設管理の中心業務となる施設は、3年程度の期間。
- ② 人的サービスや事業計画など実施事業の成果を検証するためには一定の期間を要するような施設は5年程度の期間。
- ③ 上記以外で、施設によって合理的な理由が認められる場合には、別途定めることができる。

## 8 指定施設の単位

指定管理者の指定にあたっては、個々の施設ごとに指定を行うことを基本とします。

ただし、施設ごとに指定管理者を指定することは、かえって市民サービス及び事務効率の低下につながる恐れがあり、複数施設の一括指定が望ましい場合は、ひとつの指定管理者に一括して指定することができるものとします。

## 9 選定結果の通知等

選定委員会については、率直な意見交換が損なわれる恐れがあること、また、申請者の技術情報や信用情報にかかわる内容が含まれることから非公開とします。

また、選定結果は、申請者全員に通知し、市ホームページなどで公表をします。

## 10 指定の議決

指定管理者の指定にあたって議決すべき事項は、次のとおりです。

- ①指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
- ②指定管理者となる団体の名称
- ③指定の期間
- ④その他必要と思われる事項

## 11 協定の締結

市と指定管理者との間において、施設の管理業務の実施にあたって必要な事項について協定を締結するものとします。

なお、指定期間全体に及ぶ事項に関しては「基本協定」、委託料などのように毎年度決めるべき事項に関しては、原則的に「年度協定」としてそれぞれ締結します。

---

---

## IV その他必要な措置

---

---

### 1 利用料金制度に係る事項

利用料金制度は、指定管理者による一層の経営努力を引き出す動機付けの仕組みとして活用することができます。

利用料金制度を採用する場合は、設置管理条例に「利用料金は指定管理者の収入として収受させる」旨を定めるほか、利用料金の定め方や納付の方法、減免や還付の基準等を定めます。

### 2 個人情報保護及び情報公開

#### (1) 個人情報保護

指定管理者が施設管理を通じて取得した利用者の個人情報については、かすみがうら市個人情報保護条例において、指定管理者の個人情報の取り扱いに関する必要な措置として、個人情報に関する規定を整備します。

さらに、市と指定管理者との間で締結する協定書においても適切な保護措置について定めるものとします。

#### (2) 情報公開

指定管理者が施設管理を通じて保有する文書等については、かすみがうら市情報公開条例において、指定管理者が情報公開を行なうための必要な措置として、情報公開に関する規定を整備します。

さらに、市と指定管理者との間で締結する協定書においても適切な公開措置について定めるものとします。

### 3 指定管理者に対する監督

指定管理者が、毎年度終了後、施設の管理の業務に関し事業報告書を作成して、市長に提出するほか、指定管理者による管理が適切に行われているかどうかモニタリング導入の指示等の必要な監督を行います。

---

---

## V 本指針の見直し

---

---

指定管理者制度は新しい制度であり、制度の定着と充実を図るためには、更なる検討を続ける必要があると考えます。

今後も公の施設の効果的、効率的な管理運営を目指し、指定管理者制度の運用については、継続的に検証していくとともに、必要に応じて本指針の見直しを行っていくこととします。

《参考資料》

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（地方自治法の一部を改正する法律 平成 15 年法律第 81 号）

（公の施設）

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。〔公の施設〕

2 普通地方公共団体（次条第 3 項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。〔不当な利用拒否の禁止〕

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。〔不当な差別的取扱いの禁止〕

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。〔公の施設の設置及び管理〕

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。〔公の施設の廃止等〕

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

〔指定管理者制度〕

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。〔条例で定めるべき事項〕

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。〔指定の期間〕

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。〔議会の議決〕

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。〔指定管理者の事業報告の義務〕

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。〔利用料金制度〕

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。 **〔承認料金制度〕**

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。 **〔指定管理者に対する監督〕**

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。 **〔指定管理者の指定の取り消し及び業務停止命令〕**

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第 244 条の 3 (略)

(公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て)

第 244 条の 4 (略)

2 (略)

3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関(※)以外の機関(指定管理者を含む。)がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。 **〔不服申立て〕**

※普通地方公共団体の執行機関として法律で定められた委員会又は委員

4～6 (略)

## 地方自治法の一部を改正する法律の公布について (国通知)

(平成 15 年 7 月 17 日付け総行第 87 号総務省自治行政局長通知)

### 第 1 地方公共団体の内部組織に関する事項

1～3 (略)

### 第 2 公の施設の管理に関する事項

今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、下記の点に留意の上、公の施設の適正な管理に努められたいこと。

#### 1 指定管理者に関する事項

(1) 今般の改正により導入される指定管理者制度は、地方公共団体が指定す



る法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、その対象は民間事業者等が幅広く含まれるものであること。(第244条の2第3項関係)

- (2) 地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができるものであるが、使用料の強制徴収(第231条の3)、不服申立てに対する決定(第244条の4)、行政財産の目的外使用許可(第238条の4第4項)等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできないものであること。
- (3) 指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等であること。(第244条の2第6項関係)

## 2 条例で規定すべき事項

- (1) 指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされており、その具体的な内容は以下のとおりであること。(第244条の2第4項関係)
  - ① 「指定の手續」としては、申請の方法や選定基準等を定めるものであること。なお、指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては例えば次のような事項を定めておく方法が望ましいものであること。
    - ア 住民の平等利用が確保されること。
    - イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
    - ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。
  - ② 「管理の基準」としては、住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件(休館日、開館時間、使用制限の要件等)のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなど当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものであること。
  - ③ 「業務の範囲」としては、指定管理者が行う管理の業務について、その具体的範囲を規定するものであり、使用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定するものであること。
- (2) 旧法第244条の2第4項及び第5項と同様、指定管理者制度においても、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができることとし、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとしていること。(第244条の2第8項及び第9項関係)

- (3) 指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であること。

### 3 適正な管理の確保等に関する事項

- (1) 「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであること。(第244条の2第7項関係)
- (2) 清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。
- (3) 指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いについて十分留意し、「管理の基準」として必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例において個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずべきものであること。また、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮されたいこと。その際、「地方公共団体における個人情報保護対策について」(平成15年6月16日付け総行情第91号総務省政策統括官通知)の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

### 4 その他

道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。

## 第3 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。(改正法附則第1条関係)
- 2 指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に旧法第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正し、改正後の地方自治法第244条の2の規定による指定等を行う必要があるものであること。(改正法附則第2条関係)